

**Q13** 感染救済給付の支給の可否等は、どのようにして決定されるのですか。

**A** 生物由来製品を介した感染等による健康被害者またはその家族から機構に提出された請求書や診断書をもとに、その健康被害が生物由来製品を介した感染等によるものかどうか、生物由来製品が正しく使用されたかどうかなどの医学的・薬学的判断について、機構から厚生労働大臣に判定の申出を行い、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会(副作用・感染等被害判定部会)で審議され、厚生労働大臣の判定結果をもとに機構において感染救済給付の支給の可否を決定します。請求者には、機構からその結果を文書で通知します。「生物由来製品感染等被害救済制度の仕組み」をご参照下さい。

**Q14** 感染救済給付に必要な費用はどのようになっていますか。

**A** 感染救済給付業務に必要な費用は、救済給付の支給に要する費用などの事業費及び救済給付業務運営に必要な事務費の一切を含むもので、法律により生物由来製品の製造販売業者から、毎年度、機構に納付される拠出金が充てられるほか、事務費の一部については、国庫から補助されています。「生物由来製品感染等被害救済制度の仕組み」をご参照下さい。

感染救済給付制度についてのお問合せ先

 0120-149-931(フリーダイヤル)

携帯電話や公衆電話からはご利用になれませんので、従来の窓口 03-3506-9411をご利用ください。(この場合、通話料はご相談者の方のご負担となります。)



救済制度相談窓口 [kyufu@pmda.go.jp](mailto:kyufu@pmda.go.jp)